

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	張 惠英 (ちゃん へよん)
○学位の種類	博士 (社会学)
○授与番号	甲 第919号
○授与年月日	2013年9月25日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	抑圧と抵抗の狭間で —朴正熙独裁政権下(1961-1979)の韓国映画史の再考察—
○審査委員	(主査) 増田 幸子 (立命館大学産業社会学部教授) 池内 靖子 (立命館大学産業社会学部教授) 山下 高行 (立命館大学産業社会学部教授)

<論文の内容の要旨>

本論文は、1960年代と1970年代の韓国映画史に関する言説を再考察している。韓国映画史研究において、1960年代は黄金期として、1970年代は暗黒期として評価されているが、その最大の要因は同時代の朴政権の映画界への抑圧によるものであると説明されてきた。本論文では、従来の映画史に関する言説と、政治史や社会史における朴政権に対する語り方に相違があることに着目し、このような二項対立的な言説がいつ、どのように確立され、いかに語り継がれてきたのか、検証したものである。

<本論文の構成>

本論文では、まず「1960年代=黄金期」「1970年代=暗黒期」という当然視されてきた韓国映画史上の評価を再考察するという研究目的とその方法を述べ(序論)、韓国映画史を概観したうえで黄金期・暗黒期言説の成立を整理し(第一章)、朴正熙政権下の1960・70年代の社会状況とその語られ方を政治や歴史、映画史の文脈から確認している(第二章)。そして、1960年代黄金期と1970年代暗黒期を、両時代の継続性に注目しつつ、それぞれ個別に分析し(第三章、第四章)、さいごに両時代の体現者であるユ・ヒョンモク監督を取り上げ、黄金期・暗黒期言説と彼の映画人としてのキャリアの成立との関連性を考察している(第五章)。

具体的な目次構成は以下のようである。

序論

1. 問題設定と目的
2. 研究対象と方法
3. 本論文の構成

第一章 黄金期・暗黒期言説の成立

1. 韓国映画史の概観
 - (1)韓国映画史研究の流れ
 - (2)韓国映画史の構築
 - (3)韓国映画におけるリアリズム
2. 韓国映画史における黄金期・暗黒期言説
 - (1)黄金期言説の成立
 - (2)暗黒期言説の成立
3. 本章のまとめ

第二章 朴正熙政権下の社会状況とその語られ方

1. 1960・70年代の韓国社会
 - (1)1960年代の韓国社会状況
 - (2)1970年代の韓国社会状況
2. 1960年代と1970年代に対する語られ方
 - (1)歴史学や政治学の文脈
 - (2)映画史の文脈
3. 本章のまとめ

第三章 1960年代黄金期の「保護と育成」

1. 韓国映画黄金期と朴正熙政権
 - (1)韓国映画黄金期の前兆
 - (2)朴正熙政権の成立と映画関連法律の制定
2. 1960年代の映画政策とその影響
 - (1)第1次、第2次改定映画法
 - (2)映画法による産業や作品への影響
3. 映画法の二面性を体現する二作品
 - (1)『7人の女捕虜』(イ・マニ監督、1965年)
 - (2)『八道江山』(ペ・ソクイン監督、1967年)
4. 本章のまとめ

第四章 1970年代暗黒期の光と影

1. 暗黒期言説の検証
2. 「厳格な統制」の象徴：映画法

- (1) 「映画法の『白眉』」：第4次改正映画法
- (2) 「厳格な統制」の起源
- 3. 同時代の言説
 - (1) 映画製作量の減少と大量製作システム
 - (2) 暗黒期の象徴：低質映画
- 4. 本章のまとめ

第五章 ユ・ヒョンモク監督から見る韓国映画史の光と影

- 1. 黄金期を体現する映画監督ユ・ヒョンモク
 - (1) 韓国映画の巨匠ユ・ヒョンモク監督
 - (2) ユ・ヒョンモク監督と作品傾向
- 2. 黄金期言説の光と影：強調と削除
 - (1) 削除：朴正熙賛美ドキュメンタリー映画『祖国の灯火』（1990）
 - (2) 抑圧の強調：『誤発弾』（1961）の「上映禁止」
 - (3) 抵抗の強調と協力の削除：「銀幕の自由」とユ・プロダクション
- 3. 本章のまとめ

結論

<本論文の内容>

序論では、筆者が修士論文執筆中に1960・70年代の新聞や雑誌などの一次資料に当たった際、映画界に対する同時代の言説が、黄金期と暗黒期という今日の評価と一致しないケースが多々見つかったことが問題設定の契機であり、「1960年代＝黄金期」「1970年代＝暗黒期」という言説の再考察が本研究の目的であると述べられている。とりわけ、単純化された言説は、映画史のみならず、社会的・政治的要因が複雑に絡み合った結果であるとして、本研究では同時代の新聞雑誌資料を読み解くアプローチを用いて、二項対立的な言説の理解図式を疑問視するだけでなく、その理解の成立過程とそこで取捨選択された情報の恣意性の一端を明らかにすることこそが目的であるという。

第一章では、映画研究者による世代別分類の視点から、韓国映画史成立の流れと、黄金期・暗黒期言説の成立経緯を整理している。第二次世界大戦後から活躍した第一世代から若手の第三世代にいたるまで、映画研究者たちは韓国映画史の水脈として「リアリズム」を強調し、韓国映画史を構築してきたが、これは植民地時代や軍事独裁時代などの政権下で、映画が現実をリアルに描くことが厳しく制限されたため、どのような形であれ現実をリアルに描く「リアリズム」の追求が権力への抵抗であるという意味を持つようになったからであるとしている。このような韓国映画を語る上での「リアリズム」の重要性を指摘したうえで、従来の映画史研究では、作品数や観客動員数の増加、映画作品の質的向上という理由から1960年代を黄金期、それに対して、朴政権による厳格な統制下の1970年代

を、製作本数の減少、娯楽中心の低質映画の氾濫、観客や映画館の減少という理由から暗黒期として位置づけたと、先行研究の立場をまとめている。

第二章では、朴正熙が政権を握った 1961 年から、暗殺される 1979 年までの社会背景を、歴史学や政治学における朴政権の 60 年代と 70 年代に対する評価と、映画史における両年代の評価との齟齬を示しつつ整理している。映画史における 1960 年代は、映画の質や映画産業の成長などが強調され、朴政権や社会背景はあまり言及されないのに対し、1970 年代は映画の質や映画産業の低迷の原因として朴政権の弾圧が絶え間なく強調される。一方、歴史学や政治学の中で強調されるのは、朴政権の弾圧とともに学生を中心とした国民的な抵抗の高まりに対する言及であり、これらは映画史ではごく軽く扱われるか、無視されているとし、時代の語られ方の違いを示している。すなわち、韓国映画史研究の黄金期・暗黒期言説の中で、社会背景は情報の取捨選択によって恣意的に選択された情報の一つで、このような傾向は「映画の質」すなわち第一章で明らかにした「リアリズム」の概念と密接に関連していると論じている。

第三章は、1960 年代黄金期の観点から、1960 年代朴政権下での映画政策に着目した考察である。国の近代化を推し進める朴政権は映画産業にも「保護と育成」を目標に掲げ、1962 年に映画法を制定したが、2 回にわたる改正を経て、映画法の裏面としての「管理と統制」の傾向を強めていったこと、1960 年代黄金期言説の要因とされる映画製作本数の急増は、実際は義務製作本数を決めていた映画法と密接に関連していたことを、映画法改正の経緯をたどりながら一次資料を読み解くことによって明らかにし、映画法の「管理と統制」の二面性を体現した 2 つの作品『7 人の女捕虜』(イ・マニ監督、1965)と『八道江山』(ペ・ソクイン監督、1967)を分析している。すなわち、前者には反共法違反による監督の拘束という弾圧が、それとは対照的に、朴政権下での近代化の成果を誇示した後者には製作・配給などの特権が与えられるという手厚い支援が行われ、厳しい検閲や政権宣伝イデオロギー映画製作の強要は、黄金期とされる 1960 年代にも、映画法の下で着実に行われていたとしている。

第四章では、1970 年代を暗黒期とする今日の言説と、1960・70 年代当時の映画を取り巻く新聞や雑誌の言説を比較することによって、両者の間の齟齬と暗黒期言説成立の背景を明らかにし、前章からの議論を引き継いだ形で、1960 年代と 1970 年代の連続性の一端を立証している。今日の言説では、第 4 次改正映画法に代表される朴政権の厳格な統制や、映画製作本数の減少と低質映画の製作が 1970 年代暗黒期の根拠として言及されるが、当時の言説が問題視していたのは、映画製作量の減少より大量生産による粗製濫造であったこと、さらに、1970 年代ばかりが強調される映画の検閲や政権宣伝のための映画利用も、黄金期とされる 1960 年代からの朴政権による恒常的な措置であり、その意味で 1960 年代黄金期と 1970 年代暗黒期という両者の関係は断絶よりもむしろ連続性で語られるべきであると論じている。

第五章では、ユ・ヒョンモク監督を取りあげ、1960 年代と 1970 年代をくぐり抜けてき

た評価の変遷と、その変遷に黄金期・暗黒期言説がどのような形で影響を及ぼしていったのかを検証している。韓国映画史上、ユ・ヒョンモク監督は代表作『誤発弾』(1961)以降、黄金期を代表する「リアリズムの巨匠」として評価され、「抵抗」イメージと切り離せない存在として語られてきたが、例えば、権力による制裁と言われていた『誤発弾』の上映中止が、実は封切館の利益最優先によるものであったこと、論文「銀幕の自由」の中で使われた朴政権よりの主張が評価の過程で摩り替わって、あたかも朴政権に抵抗したかのように語られるようになっていったことなどを、一次資料から明らかにしている。さらに、ユ・ヒョンモクの一般的なフィルモグラフィに、朴正熙賛美のドキュメンタリー映画『祖国の灯火』(1990)が通常加えられないことにふれて、反体制的な映像作家として英雄視されてきた映画監督の評価が黄金期・暗黒期言説の評価と表裏一体の関係にあり、両者の齟齬をなくすために監督の経歴や思想性が「修正」されていったと考察している。

結論では、これまでの議論を整理したうえで、1970年代を代表する映画女優チャン・ミヒの『暗黒期』という時代の規定が、(略)同時代の映画人らの暴かれたくない歴史的な責任に対する一種のアリバイとして誤用されるのではないかと心苦しく思う」という言葉を改めて引用し、つまり黄金期・暗黒期言説とは、朴政権に対して「抵抗」の姿勢を示すことができなかつた韓国映画界を「被害者」として強調するという文脈の中に存在しており、よりポジティブな自画像を描き出したい映画界の思惑と、そのような映画史理解の中で形成された産物だったと結んでいる。

<論文審査の結果の要旨>

本論文は以下の点で評価できるものである。

(1) 本論文の構成は、明確な問題設定、周到な先行研究のサーベイと再検討、一次資料の精緻な読み解きによる議論の展開という流れであるが、膨大な文献や資料に当たっているにもかかわらず、論文全体は明晰な文章による手厚い記述によって、論理的に首尾一貫したものとなっており、完成度の高い論文として評価できる。

(2) 本論文は、1960年代から70年代にわたる朴政権下で、「1960年代＝黄金期」「1970年代＝暗黒期」の言説が成立していく過程を再検討することによって、これらの言説が断絶ではなく連続していることを示し、言説化の過程で断絶が強調されるのは、抵抗の姿勢を示せなかつた映画界が自分たちを「被害者」として捉えるアリバイ工作とも呼ぶべき作業であつたのではないかと指摘し、韓国映画の「抵抗」イメージに翻弄された黄金期・暗黒期言説の本質を鋭く突いている。このことは、黄金期・暗黒期という従来言説に対する単純な再考察にとどまらず、二項対立的な見方に立っている時は見えてこなかつた、韓国映画界の様々な側面をあぶりだすことになり、最終的には韓国映画史言説の構造を問い直すことに成功しており、韓国映画史研究の分野にとって有意義な成果であると評価できる。

(3) また、本文中で議論を進める上で、当然とされてきたものを再検討する際の着眼点

や、ほとんど無視あるいは忌避されてきた一次資料を発掘し精査した点は、優れた洞察力・分析力を示すものとして高い評価に値する。

上記のように本論文は高く評価できるものではあるが、若干の課題も指摘できる。

(1) 韓国映画史の黄金期・暗黒期言説について議論していくにあたり、韓国映画を語る時の万能キーとして「リアリズム」が捉えられ、常に韓国映画の「リアリズム」は映画人の抵抗や映画の質と関連づけられてきたことを指摘している点は評価できるが、映画の質の問題をどう捉えるかも含めて、「リアリズム」そのものが黄金期・暗黒期言説とどう関わるのか、もう少し詳細な説明を期待したい。

(2) 1960年代と1970年代の連続性が浮き彫りにされたことは本論文が高く評価できる点であり問題点ではないが、詳細に各時代の流れを見れば、1966年の第2次改正映画法が実際に効力を持つのは1970年代、というようにタイムラグが存在することも否定できない。さらに、世界映画史的に映画というメディアの成長段階を考慮すれば、1960年代黄金期＝映画の勃興期、1970年代暗黒期＝(テレビの台頭による)映画の斜陽期という一般的な捉え方も可能である。本論文の中で、これらのことに言及はされているものの、今一步踏み込んだ記述が必要であった。

以上、まだ展開されるべき点や残されている課題もあるが、しかし、それは本論文の高い評価をくつがえすものではない。本論文は、韓国映画史研究において封印されてきた部分に切り込み、従来の韓国映画史研究のありかたを問う研究となっており、研究のさらなる継続発展が期待される。前述の課題等を中心とした公聴会での応答にも的確に答えて、遺漏がなく、審査委員会は一一致して、本論文は博士学位を授与するにふさわしいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は、2013年6月17日(月)11時から12時半まで、産業社会学部大会議室にて行われた。審査委員会は公聴会の質疑応答を踏まえ、各審査委員の意見交換の結果、本博士学位請求論文が、博士を授与するに値するものであると全会一致で判断した。

なお、張惠英氏は、学術論文3本(単著、すべて査読有)および学術論文の翻訳1本を発表し、研究会報告や大阪アジア映画祭等での通訳を複数回行っている。審査委員会はこの点からも張惠英氏が十分な専門知識と豊かな学識を有していると判断し、本博士学位請求論文において扱った日本語・韓国語・英語の文献や資料の理解においても優れていることを確認した。

以上から、審査委員会は申請者に対し、本学学位規程第18条第1項に基づいて「博士(社会学 立命館大学)」を授与することが適当であると判断する。